

鳥取県小学生バレーボール連盟コンプライアンス規定

(目的)

第1条 この規定は、鳥取県小学生バレーボール連盟(以下「本連盟」という。)関係の選手、指導者、ベンチスタッフ、保護者等(以下「関係者」という。)及び役員が、それぞれの責務に反し、逸脱する行為を行うことにより、疑惑や不信感を招き、批判をうけることのないようにすることを目的に、本連盟の関係者及び役員コンプライアンス規定を定める。

(責務)

第2条 関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツパーソン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(行為)

第3条

- 1 本連盟の規定や決定事項に従わないこと。
- 2 JVA 及び日本小学生バレーボール連盟(以下「日小連」という。)の指導に従わないこと。
- 3 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- 4 指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、保護者等への個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
- 5 競技における不正行為を期待して、役員、審判、相手チーム関係者との間で金品を授受すること並びに、関係者に事前に接触すること。
- 6 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
- 7 不正な会計処理を行うこと。
- 8 その他、著しく社会的コンプライアンスに反する行為を行うこと。

(処分内容)

第4条

- 1 本規程違反行為に対する措置は、本連盟関係者処分基準によって行う。
- 2 処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が本連盟会長宛に当該被処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面で提出しなければならない。不服申し立てを受けたときは、本連盟は処分理由の有無及び処分手続きの適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。被処分者は、再度の不服申し立てはできない。

(処分決定)

第5条 処分はコンプライアンス委員会において決定するものとし、必要に応じ、該当者の意見を聴くことができるものとする。

(コンプライアンス委員会)

第6条

- 1 コンプライアンス委員の構成は、本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。
- 2 コンプライアンス委員会は、必要に応じ本連盟の理事長が召集し、議長を務める。

附則 1

この規定は、平成21年4月5日から適用する。

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

この規定は、令和2年7月5日から適用する。